

総代・自治会長の手引き

<令和8年度版>

平群町まち未来推進課

目次

1.	はじめに	1
2.	自治会の意義等	1
3.	平群町自治連合会	1
4.	要望書等の提出	2
5.	大字自治会育成交付金および運営補助金の申請	2
6.	大字・自治会等に対する補助制度等一覧	3
7.	広報紙等の配布	4
8.	自主防災組織	4
9.	認可地縁団体制度	5
10.	平群町安心見守り事業 地域支え合い推進員	6
11.	総代・自治会長の連絡先の取り扱い	7
12.	その他 お役立ち情報	7
13.	行政組織 事務分掌一覧	8
14.	行政組織図	9

<参考資料>

- ・自治会活動のご案内
- ・総代・自治会長の交替届
- ・自治会テーマ別利用申込書

※本冊子に掲載している情報は
令和8年4月現在の情報です。
制度等の変更にはご注意ください。

1.はじめに

社会環境の多様化により、自治会に求められる役割も地域福祉や、防犯・防災対応など幅広くなっており、総代・自治会長のリーダーシップがますます重要になっています。本手引書は、総代・自治会長の負担を軽減するとともに、総代・自治会長の引継ぎ等に活用していただくことを目的に作成しました。

2.自治会の意義等

大字・自治会は、一定の区域に住む人々により自主的に構成された任意の団体です。区域に住んでいる人は、誰でも自治会会員になることができます。性別・年齢などの条件はなく、日常生活の中での様々な地域課題を解決し、自分たちの地域をより快適なものにするためにまちづくりを進めていく組織であり、町民生活に直結した重要な役割を担っています。

自治会への加入について、平群町では「自治会活動のご案内」のチラシを作成し、転入手続きの際には窓口にて配布しています。(ご希望の大字・自治会には、まち未来推進課にてお渡ししております。) また、町ホームページよりダウンロードいただけますのでご活用ください。

3.平群町自治連合会

平群町内 40 自治会の総代・自治会長により組織され、総代および自治会長相互の連絡調整をはかり、町行政に住民の意思の反映をなし、豊かなまちづくりに寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的に取り組んでいる団体です。具体的には、他市町村の活動状況の視察研修、公開講演会などを実施しています。

○自治連合会の役員

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 2名
- (4) 監 事 2名

○年会費 1万円

《今年度の平群町自治連合会の取り組み(案)について》

月 日	事 業	場 所	備 考
5月9日(土)	自治連合会総会	総合文化センター	
5月下旬頃	役員会	役場 会議室	
7月~8月	県外研修	未定	※役員会で検討
7月10日(金)	人権・命の尊さへの町民集会	総合文化センター	
9月20日(日)	防災フェスタ	総合文化センター	
10月初旬	役員会	役場 会議室	
12月頃	研修会(仮)	総合文化センター	※役員会で検討
1月頃	役員会	役場 会議室	
2月13日(土)	公開講演会	総合文化センター	
3月頃	役員会	役場 会議室	

4.要望書等の提出（随時）

町に対する要望がある際に、総代・自治会長名で要望書を提出することができます。

自治会の困りごと等で、町に改善してほしい事がある時は、総代・自治会長がとりまとめていただき、必要事項を記載した要望書（様式自由）を提出してください。

【必要事項】

- ①宛名：「平群町長」（「〇〇課様」等是不備になります。）
- ②差出人：総代・自治会長（〇〇ブロック長や〇〇委員長では不備になります。会長との連名は可能ですが、その場合も回答書は総代・自治会長に郵送する1部のみです。）
- ③具体的な場所がある時は、詳細な地図や付近の写真を添付してください（場所特定のため）。地図の様式は問いません。

なお、下記の総代・自治会長専用メールアドレスに要望書や添付書類を付けご提出いただけます。

※回答書につきましては、自治会長宛てに郵送します。

メールアドレス：ジエイアイシー-エイアイケー-イーアイ ティオーガブリ-エヌ イチイ-ジ-ユ-アルアイ エヌイー-アルイー ジエイ化-
jichikai2023@town.heguri.nara.jp

【注意事項】

- ・自治会印は不要です。
- ・窓口受付する場合、本人確認させていただく場合がございます。なお、代理で提出される場合は、会長様の了解を確認させていただきます。

お問合せ先 まち未来推進課

5.大字自治会運営補助金の申請

（例年9月頃通知・10月提出）

例年9月頃、総代・自治会長宛てに「平群町大字自治会に対する運営費補助金申請」について通知しています。必要書類を提出いただいたのち、11月中に交付しますので、通知の案内に従って申請手続きをお願いします。

《平群町大字自治会に対する運営費補助金》※今年度より「平群町大字自治会育成交付金」と統合

- ・補助金交付規則に基づく、自治会の運営全般に対する助成
- ・均等割 60,000 円、世帯割 1 世帯当たり 360 円の合計金額を交付
例) 世帯数 50 の自治会へは $60,000 + 360 * 50 = 78,000$ 円を交付

お問合せ先 まち未来推進課

〇年〇月〇日
①平群町長様
②〇〇自治会 会長 〇〇〇〇
要望書
本文□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□
③添付書類：地図、写真

6.大字・自治会等に対する補助制度等一覧（※主なもの）

（令和8年4月1日現在）

No.	補助名称	補助対象	補助基準等	担当部署
1	平群町大字自治会に対する運営費補助金	大字自治会全般に係る運営費	予算の範囲内で、均等割(60,000円/1大字自治会)・世帯割(360円/1世帯)を基準 ※世帯数…当該年度の10月1日現在	まち未来推進課
2	地域住民の用に供する共用施設設置補助金	共用施設設置に要する経費 掲示板 1基限度/年度	予算の範囲内で、 掲示板1基 50%以内で100,000円を限度 ※単年度に1団体に1基のみ	まち未来推進課
		共用施設設置に要する経費 パイプテント 2張限度 (※実施団体の世帯数を勘案)	予算の範囲内で、 パイプテント1張 50%以内で30,000円を限度 ※単年度に1団体に1～2張りのみ	まち未来推進課
3	平群町消防施設整備事業等補助金	消防施設整備事業 ①ホース購入事業、 ②管鎗、スタンドパイプ、ハンドルキー購入 ③器具格納箱購入、 ④その他町長が必要と認める事業	予算の範囲内で、 *新設 1/2以内 *更新 1/3以内 ただし1自治会同一年度250,000円を限度	総務防災課
4	平群町自主防災組織結成支援事業補助金	*自主防災組織 (自治会・大字で承認を得た団体) ①防災資機材等の整備に関する事業 ②自主防災組織の育成促進 (普及啓発、防災訓練、研修等)に関する事業	予算の範囲内で、 補助対象となる経費の2分の1以内の額 ※1自主防災組織当たり、200,000円を限度、結成年度内1回限り	総務防災課
5	平群町安全なまちづくり補助金	*自主防災組織、自警団 ①防災資機材購入経費 ②自主防災活動事業費	予算の範囲内で、 補助対象経費に要した金額以内 ※自主防災組織…[50,000円+(自治会・大字世帯数【4月1日現在】×50円)]を上限、但し結成年度の翌年度から ※自警団…80,000円を上限	総務防災課
6	平群町防犯カメラ設置事業補助金 ※令和6年新設	防犯カメラ設置に係る器具および設置に要する経費	予算範囲内で補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数は切り捨て) 1自治会等につき、1会計年度当たり10万円を限度	住民生活課
7	平群町防犯灯設置費補助金	防犯灯設置に係る器具及び設置に要する経費	予算の範囲内で、経費の60%以内 ※電柱等に設置する場合…上限10,000円 ※専用柱に設置する場合…上限30,000円 ※1自治会同一年度…上限100,000円	住民生活課
8	平群町自治会防犯灯電気料金助成金	自治会が管理している防犯灯で、自治会が電気料金を支払いしている防犯灯の電気料金	予算の範囲内で、1灯当たり 1ヶ月80円	住民生活課
9	平群町ごみ集積所整備事業補助金	大字・自治会が設置するごみ集積所の整備	補助対象経費の2分の1の額 ※補助限度額…ごみ集積所1ヶ所につき5万円	住民生活課
10	平群町ごみ散乱防止ネット配布	大字・自治会で決められているごみ集積所	当該ごみ集積所に管理責任者が置かれていること	住民生活課
11	平群町有価物集団回収助成金	町長が定める自治会、子供会、婦人会、PTA、老人会等で、年に3回(4ヶ月に1回)以上集団回収している団体であること、あらかじめ町長に有価物集団回収の実施団体として登録を受けていること	助成の対象品目 ①古紙類(新聞・雑誌・ダンボール等) ②古布 ③アルミ缶 回収した有価物1キログラム当たり5円 (1円未満の端数は切り捨て)	住民生活課
12	平群町集中浄化槽維持管理費補助金	原則30世帯を超える居住者が利用する集中浄化槽の維持管理のための経費の一部を補助	予算の範囲内で、 当該浄化槽を利用している戸数に700円乗じた額 (※戸数は当該年度の9月末日の世帯数)	上下水道課
13	集会所の設置に伴う補助	町長が認めた町内の大字、自治会に設置する集会所、公民館、自治会館で、 (1)集会所等の新築、改築、増改築及び改修の事業のうち建築工事並びに電気、ガス、給排水、冷暖房等の費用並びに用地費 (2)駐車場設置及び防災対策の事業 ※注1…各々予算の範囲内で ※注2…補助協議は実施予定年度の4ヶ月前(11月末日)に行う	①新築及び改築事業…国、県の補助を受ける場合は1,100万円を限度、国、県等の補助を受けない場合は、補助対象事業費の3分の1以内とし500万円を限度	政策推進課
			②増改築及び改修事業…補助対象事業費の2分の1以内とし200万円を限度	
			③駐車場設置事業…補助対象事業費の2分の1以内とし100万円を限度	
			④防災対策事業…補助対象事業の2分の1以内とし100万円を限度	

7. 広報紙等の配布

毎月、町の各種事業やイベントなどをお知らせするために、各大字・自治会へ広報紙「MY TOWN 平群」や県民だより等をお届けしています。お届けする日は、事前にお知らせしていますが、原則毎月 26 日となります。役場職員が自治会館、総代・自治会長、広報担当者様のご自宅へお届けします。お受け取りになりましたら、各世帯への配布いただき、配布部数等に変更が生じた場合は、まち未来推進課に前月の 2 日までにお知らせください。なお、広報紙と町からの折込物や回覧・ポスターもホームページに掲載しています。

《町広報紙等の分散配布》

広報紙等の梱包単位を少なくし、広報紙のページ数の削減など対策を行っておりますが、大字・自治会から配布の負担が大きいとのご意見を伺っております。対策として、配布部数が概ね 200 部以上の大字・自治会に限り、一定の基準により分散配布を実施しています。

新たに分散配布を希望される場合は、5 月末に配布する「町広報紙等の分散配布について（意向調査）」をご提出ください。

※既に分散配布済：緑ヶ丘、ローズタウン若葉台、北信貴ヶ丘

お問合せ先 まち未来推進課

デジタル版も整備。公式 LINE から「カラー」で見られます。



○議会だよりの配布

年間 5 回（5 月・6 月・8 月・11 月・2 月）、原則 26 日に町広報紙と同時にお届けしています。広報紙と合わせて配布していただきますようお願いいたします。

お問合せ先 議会事務局


8. 自主防災組織

災害発生時に大切な「命」を守り、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「共助」の要である『自主防災組織』の結成を支援しています。補助金制度がありますので、ぜひご活用ください。

※現在の結成状況 結成 29 団体 組織率 81.6%

○「電話応答サービス」&「登録制メールサービス」

防災行政無線で放送した内容を配信しています。

〈防災無線 放送内容確認サービス〉	
聞き逃しを防ぐためのサービスです。	
電話で確認 内容確認ダイヤル ☎0745-45-3315	メールで確認 登録制メールサービス→ 



お問合せ先 総務防災課

9.認可地縁団体制度

1. 認可地縁団体とは

地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治区、自治会等の地縁による団体（地縁団体）のことです。法人格を取得することで、保有資産を団体名義で不動産登記することができるようになります。

※地縁団体に該当しないもの

- ・スポーツ活動や芸術活動など活動目的が限定的な団体
- ・婦人会や長寿会、子ども会のように「構成員が区域に住所を有すること」の他に性別や年齢などの条件が必要な団体

2. 認可の申請

認可を受けるには要件があり、書類の提出、総会での決議等が必要です。

町長は申請した当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し認可を行います。その認可をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

【提出書類】

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 総会の議事録
- ④ 構成員名簿
- ⑤ 保有（予定）資産目録
- ⑥ 事業活動報告書（予算・決算書も含む）
- ⑦ 代表者証明書

3. 認可後の手続き

◆印鑑登録（担当課：まち未来推進課）

認可後、認可地縁団体の代表者が、認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入し、申請することで印鑑登録することができます。

必要なもの：認可地縁団体印鑑登録申請書、登録したい団体の印、本人確認書類

◆「地縁団体台帳の写し」および「印鑑証明書」の発行申請（担当課：まち未来推進課）

1通 300円で各証明書を発行できます。

必要なもの：「地縁団体台帳の写し」・・・印鑑、「印鑑証明書」・・・団体の印鑑、本人確認書類

◆認可地縁団体の税制上の取扱い（担当課：税務課）

認可された自治会等には、法人税やその他税に関する法令の規定が適用されますが、収益事業を行わない限り、各種の税金は減免の対象となります。減免の適用にあたっては申請が必要となりますので、必ず税務課へ報告をお願いします。

◆資産の登記・登録

法人格を取得することにより、不動産等の登記を団体名で行うことができるようになります。登記等は、奈良地方法務局(☎0742-23-5534)へお問合せください。

登記申請時に添付する書類として、認可を行った市町村が作成する「地縁団体台帳の写し」が必要となります。この書類が法人格取得後の団体の住所証明書および代表者の資格証明書となります。

4. 変更の届出（担当課：まち未来推進課）

代表や規約等に変更があった場合は届出が必要です。

お問合せ先

- 制度全体に関すること
まち未来推進課
- 税に関すること
税務課

10.平群町安心見守り事業 地域支え合い推進員

○平群町安心見守り事業とは

町では、一人暮らしの高齢者などが住み慣れた地域で安心して自立した生活を過ごせるよう、「平群町安心見守り事業」を実施しています。この事業は、「地域支え合い推進員」が地域での見守りを希望される高齢者に対し、定期的なご自宅への訪問や電話連絡などにより、安否確認や日常生活の相談などを行うものです。

○地域支え合い推進員とは

自治会より推薦され、平群町長より委嘱を受けた方々で、任期は2年となっています。

○推薦について

令和8年2月～3月に各総代・自治会長から各自治会での新しい推進員を推薦いただきました。現推進員の任期は令和8年4月～令和10年3月までとなっており、次回は令和10年2月頃に福祉課より推薦依頼を各総代・自治会長宛に送付させていただきます。

お問合せ先 福祉課

11. 総代・自治会長の連絡先の取り扱い

町では、大字・自治会との情報伝達、総代・自治会長間での情報交換を円滑に行うため、総代・自治会長名簿を作成しています。名簿は、原則として、町の事業についての案内や通知、町の事業への協力をお願い、町が発注する工事についての連絡や周知、災害対応等を行う場合に利用するものです。

ただし、下記の場合においては、各機関や団体、事業者に対して、連絡先を提供します。

1. 公的に利用されると認められる場合（営利目的の利用を除く）
2. 国・県関係
3. 転入者・転居者（またはその代理者）から自治会加入や自治会活動等についての問い合わせがあった場合
4. 法令に基づく場合や人命にかかわる場合
5. 町議会議員が議員活動（政治活動を除く）に使用する場合
6. 水利組合の件について問い合わせがあった場合
7. 次の関係機関が公共的目的の理由から自治会長への連絡が必要と判断される場合
 - 1) 福祉関係団体
 - 2) 事業者
電気・上下水道・電話線・道路等公共工事の施工業者、携帯電話等の通信業者、電力会社、不動産会社、建設会社、流通業者等
 - 3) 任意団体
町自治連合会、商工会等

※上記以外の場合について、連絡先の提供が必要と判断される場合は、まち未来推進課から総代・自治会長に連絡を取り、同意を得た上で提供します。

お問合せ先 まち未来推進課

12.その他 お役立ち情報

○大字・自治会の総会資料等に役場および総合文化センターでコピー機を利用できます。ぜひご活用ください。(予約優先となります。)

役場 2階 総務防災課	平日 8時30分～17時15分
総合文化センター	(木)～(日) 9時～17時 ※(水)定休日

1枚あたり：白黒10円・カラー50円

お問合せ先 総務防災課

○町ホームページで様々な情報をタイムリーに確認できます。

<https://www.town.heguri.nara.jp/>



○各種 SNS のご案内

LINE では主に子育て情報、防災・防犯、町の主要なイベント情報等を発信しています。SNS では町の話、道の駅のイベント情報に加え、「#平群の美味しい給食」として給食を紹介(月2回)、平群町の魅力を写真・動画で発信中です。ぜひご登録をお願いします。

LINE



フェイスブック



平群町～Heguri Nara～

X



@heguri_town

観光Instagram



@heguri_kanko_official

TikTok



@heguri.town.official

お問合せ先

●LINE・フェイスブック・X・T i k T o kについて
まち未来推進課

●観光Instagramについて
観光産業課

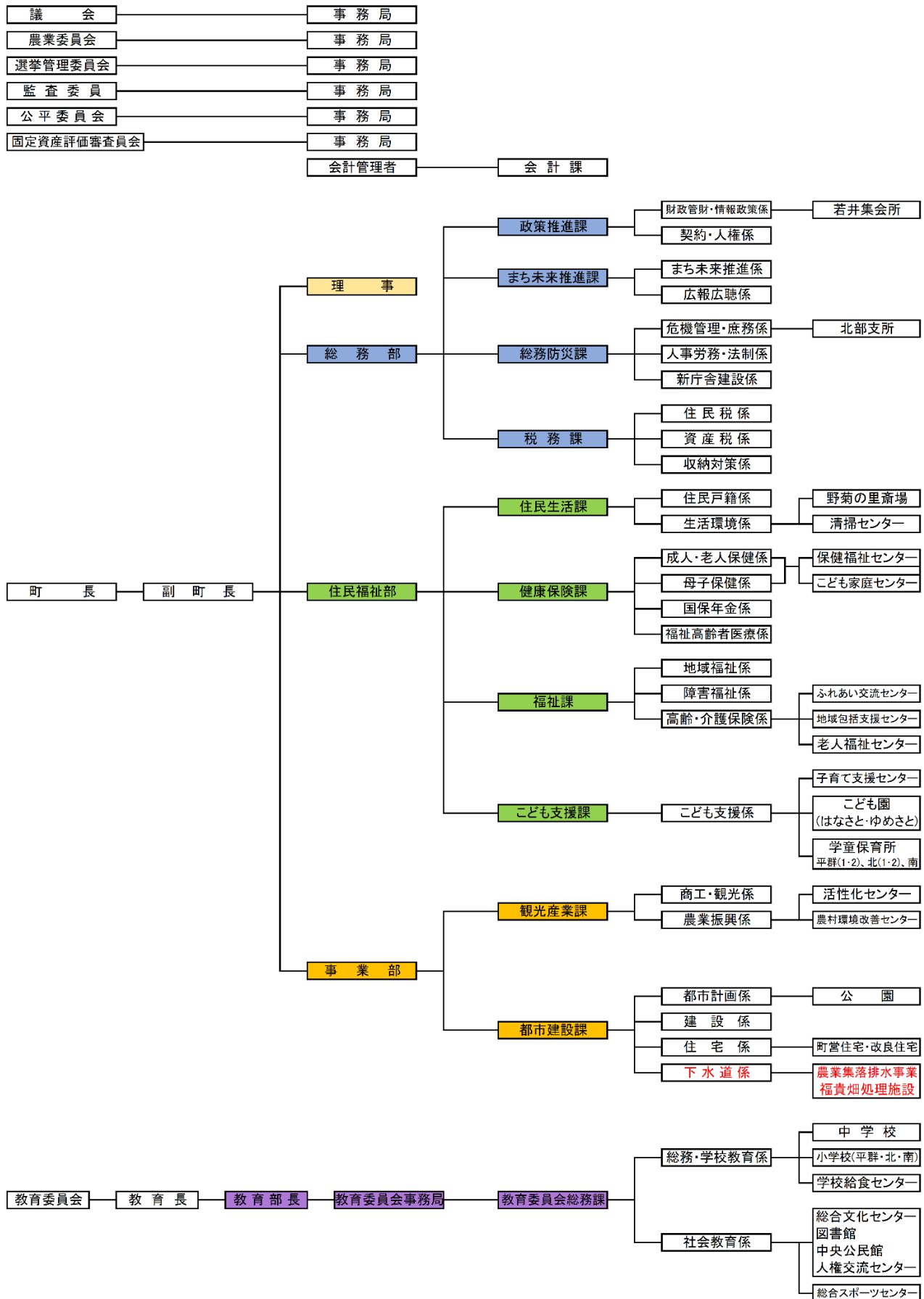
13.行政組織 事務分掌一覽

令和8年4月1日現在

No.	部名	課名等	係名	事務分掌
1		議会事務局		議会運営、議会の庶務的事務 議長および議員の職務の補助
-		監査委員事務局		監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会
2		会計課		公金の収納、支払事務
3	総務部	政策推進課	財政管財・情報政策係	予算編成、財政計画、地方交付税、町債、町有財産の管理、電子自治体の推進等自治体DX、
			契約・人権係	建設工事等請負業者指名登録受付業務、人権、平和啓発、男女共同参画
4		まち未来推進課	まち未来推進係	総合計画の立案、人口対策（定住促進）、シティプロモーションの促進 定住移住の促進
			広報広聴係	町長・副町長の秘書業務、広報発行、広聴業務、住民相談、自治会、広域行政 国勢調査、ふるさと納税
5		総務防災課	危機管理・庶務	消防、防災計画、国民保護計画、公共交通、公用車管理
			人事・労務係	職員の人事・給与・研修・福利厚生、人事考課、情報公開、個人情報保護 法令審査、文書管理、議会对応窓口、選挙管理委員会、表彰・褒賞・叙勲
			新庁舎建設係	新庁舎建設
6		税務課	住民税係	住民税（個人・法人）、軽自動車税・諸税の賦課、課税証明、所得証明
			資産税係	固定資産税の賦課、路線価図、地番図の閲覧、評価証明
			収納対策係	町税の徴収、納税証明、滞納処分の実施、住宅新築資金貸付金の償還
7		住民生活課	住民戸籍係	戸籍、住民登録、印鑑登録、外国人登録、住居表示
			生活環境係	衛生、ごみ、し尿、不法投棄、リサイクル、交通防犯、公害
8	住民福祉部	健康保険課	成人・老人保健係	保健事業（各種健（検）診、健康相談、訪問指導等）、健康づくり推進事業、 プリズムめぐり管理運営
			母子保健係	各種予防接種、母子保健事業（乳幼児・妊婦健診および訪問・相談等）、 子育て支援事業、児童虐待
			国保年金係	国民健康保険の資格、給付、賦課、国民年金
			福祉高齢者医療係	福祉医療、未熟児養育医療、後期高齢者医療
9	福祉課	高齢・介護保険係	高齢福祉、介護保険制度、老人福祉センター管理運営、ふれあい交流センター管理運営	
		障害福祉係	障害福祉、障害者手帳	
		地域福祉係	生活保護、民生児童委員、災害救助、行旅病人・死亡人、戦没者	
10	こども支援課	こども支援係	児童福祉、子ども子育て支援、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子育て支援 センター管理運営、こども園管理運営、こども園の入園等、園児等の健康管理、学童保育 管理運営	
11	事業部	観光産業課課	商工・観光係	商工業、観光、各種統計、消費生活相談
			農業振興係	農業委員会、農林業、農業者年金、農道・林道、土地改良事業、鳥獣保護・防除・狩猟、 地籍調査、法定外公共物の境界明示・用途廃止
12	都市建設課	都市建設課	都市計画係	都市計画、開発、宅地造成、建築指導、国土利用計画、平群谷環境保全地区、公園 近畿圏保全および近郊緑地、企業誘致、地形図の販売
			建設係	道路・橋梁・河川、環境愛護デー、町道の境界明示、小集落残事業
			住宅係	公営住宅の管理業務、住宅政策、一般住宅耐震化
			下水道係	公共下水道、農業集落排水事業
14	教育委員会	教育委員会 総務課	総務・学校教育係	教育委員会の会議、生徒および児童の就学事務、教職員・児童・生徒等の健康管理 学校施設管理、学校教育の調査統計、給食センター管理運営、総合教育会議 奨学金の貸与、教育財産の管理・処分
			社会教育係	社会教育委員会、青少年健全育成、青少年補導委員会、社会教育団体の育成 生涯教育、人権教育、二十歳のつどい、文化祭、文化財保護 総合文化センター（中央公民館、町立図書館、人権交流センター）管理運営 スポーツ推進委員会、スポーツ大会・教室の企画運営、体育施設の維持管理 学校体育施設の開放事業

14.行政組織図

令和8年4月1日現在



平群町役場	45-1001	健康保険課	45-5800	プリズムへぐり	45-8600	地域振興センター	45-2155
議会事務局	45-0012	観光産業課	45-1017	子育て支援センター(はなさとこども園横)		総合スポーツセンター	45-6550
監査委員事務局	45-7100	都市建設課	45-2077		46-1211	総合スポーツセンター内くまがしクラブ	
政策推進課	49-0195	会計課	45-8810	はなさとこども園	46-1201		46-3550
まち未来推進課	45-1002	県広域水道企業団		ゆめさとこども園	45-1104	道の駅くまがしステーション	
総務防災課	45-1001	平群事務所(上水道)	45-1004	社会福祉協議会	45-5710		45-8511
税務課	45-6373	教育委員会総務課	45-2101	地域包括支援センター	45-7012	平群野菊の里斎場	45-7480
住民生活課	45-1439	総合文化センター	45-2505	かしのき荘	45-5768	シルバー人材センター	45-1666
福祉課	45-5872	中央公民館		給食センター	45-1723		
こども支援課	49-0264	人権交流センター		清掃センター	45-3420	町立図書館	46-1120

< 参考資料 >

- ・ 自治会活動のご案内
- ・ 総代・自治会長の交替届
- ・ 自治会テーマ別利用申込書

自治会活動にご協力をお願いします

自治会は、私たちの生活に最も身近な団体で、自分たちの住む地域をより良いものにしていくために重要な役割をはたしています。その運営を任された役員の方々は地域の困りごとや生活環境を改善するべく奮闘されています。

地域が高齢化し、現役の働く世代が役員を担う自治会が増えつつある中、自治会員全体の理解と協力が不可欠になっています。



●自治会の活動

情報の伝達

役場からの案内や地域に関する情報を広報紙、回覧板、ポスター掲示などにより周知しています。

防犯活動

防犯灯の維持管理や見守り活動で、犯罪のないまちづくりのために活動しています。



防災活動

災害時に備えて自主防災組織を結成し、訓練や研修等を行っています。大きな災害時には地域の繋がりによる防災力が大きな役割を果たします。

環境美化活動

ごみステーションの管理をし、きれいで住みよいまちの維持のために地域の清掃活動を行っています。

親睦活動

お祭りや運動会、自治会独自の講座等の開催、住民同士の世代を超えた交流を深めています。



助け合い活動

子どもからお年寄りまで地域みんなで見守り、お互いを支え合う地域活動を行っています。



●よくあるご質問

そもそも自治会って何？

同じ地域に住むことになった人々が、相互に親睦を図りながら、自分たちの地域を住みよくするために組織する自主的な任意の団体です。

必ず入らないといけないの？

強制ではありませんが、地域生活に密着した課題などで、個人での解決が難しい場合等には、自治会のつながりが助けになることがあります。

自治会費は何に使われているの？

地域によって様々ですが、安全・安心な暮らしのための防犯灯の設置や管理費、清掃・緑化活動などに使用されています。

知らない人ばかりで…不安。

不安な気持ちは皆さん同じはずです。あいさつやイベントの参加で顔見知りを増やし、暮らしやすい地域にしましょう。

自治会の詳しい活動、予算等については、年度当初に各自治会で総会（地域によっては書面開催）を開き公表されています。お住いの自治会の代表者が分からない場合や、その他相談事は自治連合会事務局（役場 まち未来推進課）までお問合せください。

☎ 平群町自治連合会事務局（まち未来推進課内）



長屋くん

左近くん

平群町長 様

届出者

大字・自治会名

氏名

総代・自治会長の交替届

このたび、下記の者に交替しますので連絡いたします。

交替日	令和 年 月 日()
(ふりがな) 氏 名	()
住 所	平群町
電話番号 (固定・携帯どちらでも可)	

※上記の情報は、各課から総代・自治会長宛てに連絡する際のみ使用します。ただし、次の場合は事前連絡なく他の行政機関や事業者等に情報提供することがありますのでご了承ください。

- ①道路や建築物の工事に際し、事前許可や説明のため代表者の連絡先が必要なとき。
- ②土地の境界確認の立ち合い連絡に必要なとき。
- ③住民等から自治会費等の詳細な運営内容について問合せがあったとき。
- ④警察署から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会があったとき。

- ・役場または自治連合会事務局から連絡事項がある場合は、原則郵送、または電話にて連絡します。
- ・日中連絡が取れない時のためメールアドレスをご教示いただける場合のみご記載ください。
- ・メールアドレスは上記の場合でも第三者に提供することはありません。

※任意 (メールアドレス:)

広報お届け場所 (1・2・3いずれかに○)	1	変更なし(現在広報をお届けしている集会所・自治会館等)
	2	新たな総代・自治会長宅
	3	上記以外の場所(次に記入してください)
		ふりがな 氏 名 住 所 平群町 電話番号
上記で2または3を 選んだ場合のみ		新たな広報配布場所へは ____月号広報から変更を希望します。 ※前月の26日頃に配布します。参考:5月号は4/25配布

町長	副町長	部長	課長	主幹	係長	係

自治会テーマ別説明会利用申込書

平 群 町 長 殿

令和 年 月 日

(自治会)

自治会名: _____

代表者: _____

(申請者)

住 所: _____

氏 名: _____

電話番号: _____

「自治会テーマ別説明会」を利用したいので、次のとおり申込みます。

希 望 日 時	①	年	月	日()	午前・午後	時	分～	時	分
	②	年	月	日()	午前・午後	時	分～	時	分
開 催 場 所									
希 望 テ ー マ	について								
参 加 人 数	約								人
集 会 等 の 目 的									
備 考									

